

中小企業における労働組合

現代の労働組合運動



大月書店

目次

中小企業の民主的発展と労働組合運動

田沼 肇

はじめに 九

一 下請け・系列関係と労働組合運動 二〇

二 中小企業労働者と大企業労働者の統一性 二七

三 中小企業労働組合運動の新しい条件 三三

四 中小企業の民主的発展と労働組合運動 三三

中小企業の存立条件の変化と労働者階級

大木一訓
永山利和

はじめに 四四

一 最近における中小企業存立条件の変化 四四

二 中小企業階層構造の展開 五五

三 最近における中小企業労働者の状態 六六

四 国家独占資本主義の諸政策と労働組合運動の課題 八四

経営危機と労働組合運動の新たな発展

——大阪機械金属産業の経験から——

水津雄三

はじめに……………三

一 中小企業の経営危機および労働者の生活危機の原因——その一——……………五

1 独占資本主義における不平等な「損失の分配」関係……………五

2 「過剰」な中小企業とその度合い……………七

二 中小企業の経営危機および労働者の生活危機の原因——その二——……………一〇

1 独占企業の「内製化」傾向……………一〇

2 電機独占企業の「省部品」化作戦……………一〇

3 独占資本の「不採算部門」の切り捨て……………一四

4 中小企業分野への独占企業の進出……………一五

5 独占資本の海外進出の実態と動向……………一八

6 ダンピング競争を利用した独占資本の「買いたたき」政策……………二一

三 中小企業の経営と労働者のくらしを守るたたかい……………二二

——全大阪金属のたたかいから——……………二二

1 全大阪金属労組の組合運動の特質……………二四

2 中小企業の経営と労働者のくらしを守るたたかいの発展過程……………二七

3 「中小企業の経営と労働者のくらしを守る大運動」(大阪)——その意義と性格——……………三三
「大運動」の意義——むすびにかえて……………三〇

構造不況下の繊維産業における労働運動

佐藤洋輔

一 繊維中小企業労働運動の本格的な展開と二つの潮流……………三三
二 深まる繊維危機と繊維中小企業……………三六
1 危機の現状……………三七
2 危機の原因……………三七
三 危機を深める政府・独占の「危機打開」策……………四一
1 繊維構造「改善」政策……………四一
2 目だつ二つの反作用……………四三
四 繊維中小企業労働運動の到達点と問題点……………四六
1 運動の持続性……………四六
2 正しい運動路線の確立……………四八
3 新しい飛躍の開始……………五一
五 繊維産業の再生・発展の道と中小企業労働組合運動の果たす役割……………五七
1 企業内努力への協力と限界……………五七
2 新たな展望……………六一

流通再編と商業労働者のたたかい

大沢栄一
宇津木英三

- 一 増大の一途をたどる商業労働者……………一六六
- 二 商業・流通の情勢と政府・独占資本の流通政策……………一七〇
- 三 商業における「合理化」攻撃と労働者の状態……………一七五
- 四 商業労働者のたたかいの問題点と展望……………一八〇
- 1 商業労働戦線の問題点……………一八〇
- 2 産業別政策について……………一八九
- 3 職場政策について……………一九一

筑豊復興運動の発展とその意義

野村実智明

- 報告にあたって……………一九
- 一 炭鉱閉山後の筑豊の現状……………二〇〇
- 1 炭鉱閉山が生みだした貧困地帯……………二〇〇
- 2 「高度成長」政策と産炭地対策の矛盾……………二〇三
- 3 経済危機の進行の影響……………二〇五
- 二 筑豊復興闘争の展開……………二〇七
- 1 復興運動の火種……………二〇八

2	運動の提起	三三
3	筑豊復興をすすめる政策	三六
三	運動の到達点と活動の成果	三〇
1	共同行動の前進	三〇
2	運動の前進	三三
3	攻勢的運動への変化	三六
四	復興共闘会議の今後の課題	三七
	おわりに	三九
	あとがき	三二

中小企業の民主的発展と労働組合運動

田 沼 肇

はじめに

経済危機が深刻化するなかで、中小企業労働組合運動にも、新たな実践の模索が開始されており、それに対応して、新たな理論構築の必要性が痛感されている。しかし、本稿がテーマとする「中小企業の民主的発展と労働組合運動」は、実践的にも、理論的にも、まだ未開拓に近い面が多く、ここでも、問題提起というより、問題整理の範囲にとどまらざるをえないであろう。

今日、わが国の労働組合運動は、守りから、攻めへと、歴史的な転機をつかむことが期待されている。そのために、中小企業労働組合運動が中小企業の民主的発展の課題とのかかわりでもつ位置づけが、重要なカギをにぎっている、といっても過言ではない。本稿では、現代の発達した資本主義諸国における労働組合運動がめざす経済民主主義のための闘争の必然性をふまえ、そのわが国における現実的展望の

なかで、論述をすすめることにしよう。

一 下請け・系列関係と労働組合運動

中小企業労働組合運動の問題をとりあげる場合、わが国のいわゆる下請け・系列関係との結びつきにおいて、その特質を把握することは、きわめて重要な視角である。かつて筆者も、そこに力点をおいた論文「中小企業労働者・未組織労働者の状態、役割とその組織化」『労働組合運動の理論』第五巻所収を發表したが、すでに八年を経過しているので、現在の時点における、この視角をめぐっての私見を、まず概括しておきたい。

第二次大戦前、下請け制工業は、問屋制工業とともに、わが国の急激な資本蓄積を支えるうえで大きな役割を担っていた。そして、下請け加工の広範な活用は、わが国の独占資本が、その蓄積要求をみたすための独特な方法のひとつとなった。今日、製造業部門の中小企業のうち、約六〇％は下請けであり（中小企業庁『中小企業白書』、「専属型」ないし「自立型」のパターンが存在するにせよ、いずれにしても、親企業によるきびしい選別と格付けのもとにおかれている。

最近における下請け・系列関係の注目すべき性格は、独占資本が、不変資本の節約、景気変動の安全弁、極端な低賃金によるコスト・ダウンなどを主眼とした浮動的下請け制にあきたらず、国家独占資本

主義の機能を利用した資本の増大を前提として、中小企業をみずからの生産技術体系に有機的に組み入れ、いっそう系統的・恒常的に支配を強化していることである。さらに、そのような下請け・系列関係を補完するため、必要に応じて、社外・臨時・日雇・季節労働者や、生業的な都市自営業、主婦の内職までが、組織的に位置づけられている。たとえば、家内労働法にもとづく最低賃金の制度は、一九七八年二月現在、沖縄をのぞく全都道府県で一五七業種に適用されているが、これは中小企業下層の下請け単価決定と密接に関連するものである。

かくして、今日の下請け・系列関係の強化と整備は、中小企業労働者にとり、また中小企業の民主的発展の展望にとり、さらに現状では労働組合運動にとっても、巨大なカベのように思えてこざるをえない。(比較的新しい実態分析報告として、中央大学経済研究所編『中小企業の階層構造』がある。)

ところで、中小企業労働組合運動を前進させるために、産業別統一闘争が決定的な意義をもつにしても、他面からいうと、統一闘争だけでは、労働者の要求を全部は吸収しきれず、それだけで満足しうる解決を期待することもできない。したがって、現代の労働組合運動にとっては、産業別統一闘争を基本としつつも、地域・企業・工場・職場ごとに、すべての段階で、いわゆる「区分されたイニシアチブ」による運動を、同時並行的に発展させる闘争形態が必要とされることになる。また、このような大衆運動が、目的意識性をもって指導されてこそ、中小企業の民主的発展という長期展望とも結びつく、眞の産業別統一闘争のための条件がづくりだせる。

しかも、今日の下請け・系列関係のもとでは、大企業の生産技術体系に、中小企業の労働者が有機的

に組み入れられてきたから、大企業における個々の職場だけでなく、下請け・系列関係の各段階にある中小企業およびその職場が、それぞれ連続した全体の過程のボトル・ネックに転化する可能性をもつことになった。これは、中小企業労働者にとって、かれらの「区分されたイニシアチブ」にもとづく闘争が、独占資本の支配を直接的にゆるがす可能性をもつにいたったことを意味している。

こうした状況のひとつの反映として、労働組合運動における協調主義的潮流は、大企業の企業内労働組合にたいする支配を強化するだけでなく、下請け・系列企業に労働組合をつくり、それを全体としてかれらの方針に従属させ、あるいはすすんで組織的に統合し、大型企業連を結成したりしている。これは、わが国の独占資本が、下請け・系列企業にたいして展開する「植民地扱い」ともいべき「合理化」形態の労働組合版であり、中小企業労働者を「労働組合運動の植民地」として管理しようとする路線にほかならない。

とくに、独占資本が必要とする場合、中小企業労働者を「組織して支配する」という形態をとりはじめていることに留意しなければならない。このこと自体、独占資本にとって、いまや下請け・系列関係がアキレス腱となってきたことを示している。^{*}

* 白井泰四郎氏は、中小企業労働者組織化のアプローチを類型的にとらえ、「寡占的大企業の企業連による系列企業、下請企業の労働者の組織化」とならんで、「業者団体を通ずる集团的組織化方針」をあげ、「その典型は全職同盟である」と述べている（『未組織労働者の組織化について』、『日本労働協会雑誌』一九七三年九月号）。

わが国の独占資本が、下請け・系列企業にたいして展開する「植民地扱い」ともいうべき「合理化」形態は、経済危機の深まりのなかで、ますます極限的な様相を呈してきた。たとえば、一九七八年二月三日、衆議院予算委員会において、共産党・革新共同の不破哲三議員が、つぎのような質問をおこなっている。

不破 トヨタで有名な方式に「かんばん方式」というのがある。これはかなり前に開発された「合理化」の方式で、生産ラインを動かしているときに、それぞれのラインで必要な部品を在庫にためるために、「ジャスト・イン・タイム」といって、必要なときだけそこにもってこさせる。「現場に必要を書き込んだ看板をぶらさげておくので「かんばん方式」と呼ぶ。」そうすれば部品、在庫がいらなくて経費が安くてすむという簡単にいえば、そういう方式です。……

それが最近の特徴は、社内の「合理化」の手段としてでなく、いまでは一次の部品メーカーも、二次部品メーカーもその方式でやられている。これが、三次、四次、五次という下請け業者全般にその影響がおよんでいるのです。……

公正取引委員会委員長 親事業者が下請け事業者にたいし発注する場合には、「下請代金支払遅延等防止法によって」書面の交付が必要です。

また、交付すべき書面に記載する事項につきましても委員会規則で定めています。発注数量、金額、支払金等がその内容となっております。

不破 ところが、その「かんばん方式」が下請けの方に広がっていくと、この根本が変わってくる

わけです。

たしかに前の月に注文書がくるんです。しかしこれには「内示」と書いてあって、これはいわば、ごく大ざっぱな予定です。

実際の注文は前の日に電話でくる。前の日の三時に注文がきて、翌朝十時までには全部届ける、あるいはひどい場合には、だいたい毎日四回届けさせられる。……

二番目に、罰金制度というのが広くしかかっている。……罰金の払わせ方がどういう基準になるかという、その〔納期の〕おくれによって親会社の生産系列が何分止まったか、その止まった分の損害を払えというわけです。……一分間が低いところで六万円だとか、トヨタになると一分間何十万円とかいう計算でその損害を支払わせるというふうにおどかさされる。……

公正取引委員会委員長〔「下請代金支払遅延等防止法の違反を調査するために」どれくらいの間がおるかということですが、これはお答えするのが、ちよつと恥ずかしいんですが、公正取引委員会の本局の下請課が十六名、それから地方事務所が全部で十名、両方合わせまして二十六名です。……

トヨタの「かんばん方式」、べつのいいかたによると、部品の在庫ゼロをめざす「定刻納入制」については、たとえば『読売新聞』（一九七八年二月二四日付）も、トヨタの二次下請けである愛商鉄工所の社長が、こう語ったと報じた。——「一次下請けへ定刻納入すると同時に、原料の鉄材納入問屋にも同じ正確さを要求している」と。つまり、「かんばん方式」の影響は下請け業者全般におよぶという不破議員の指摘を、裏づけたかたちになる。自動車産業だけをみても、トヨタの「かんばん方式」にかぎらず、

前掲紙によると、東洋工業は、同社の協力（つまり下請け）企業組織「東友会」にたいし「5%や6%の生産性向上では、お話にならない、やるなら30%は生産性を上げなければ」と圧力をかけ、ミツバチのごとく花粉を集めさせて、たくさんのミツを手に入れようという、「ミツバチ作戦」を展開している。むだを徹底的に排除したモデル・ラインをつくり、すべての協力企業に右へならえをさせ、極限的な「合理化」を押しつけようというのである。

これらの事実一端が暴露されている今日の下請け・系列関係の実態は、かならずしも独占資本の強さを表わすものでなく、じつは逆に弱さをも、労働組合運動が世論を結集してたたかうべき目標をも、具体的に提起しているのである。今日の下請け・系列関係は、日本経済の「暗い部分」といわなければならぬ。自動車だけでなく、鉄鋼にせよ家電にせよ、とくに国際競争力が強いといわれてきた産業部門は、軒並み、下請け・系列企業の犠牲のうえになりたっている。したがって、中小企業労働者の要求を正しくとりあげつつ、大企業本位の経済構造にメスを入れていくことが、労働組合運動にとって緊急の、しかも大きな可能性をはらんだ課題なのである。

現在、下請け・系列企業は、極限的な「合理化」が押しつけられているだけでなく、他方では親企業の発注削減や打ち切り、「海外への仕事の逃避」、下請け単価の切り下げ、代金中の現金比率の低下、手形の長期化などで、その多くが経営困難に陥っている。下請代金支払遅延等防止法も、下請け・系列関係の頂点にたつ大企業の責任にはふれずに、個々の下請け契約だけを対象としていること、取引条件を決定するさいの下請け側の交渉権を保障していないこと、下請け代金の支払期日制限規定がゆるやかな

こと、法の適用範囲自体がせまいことなど、不十分さをもっている。また、親企業の法律違反が明らかの場合でも、容易に訴えることができない中小企業の立場を考慮して、訴えがなくなるとも効果を發揮できるように仕組みになっていない。このような下請代金支払遅延等防止法などの改正は、中小企業の経営を守るための当面する闘争の、重要な手がかりになるだろう。さらに、「使用者概念拡大の闘争」が展開されはじめている。これは、労働者が直接の「使用従属関係」にある雇主と団体交渉するだけでなく、「支配従属関係」にある「背景資本」にも責任をはたさせるという考え方で、社会的に包圍していく運動である。

もちろん、一口に下請け・系列企業といっても、大企業と取引関係をもち、技術水準などでもかなりの力量をそなえている一次下請けクラスの中小企業上層と、企業として独自の存立基盤をもたないか、ほとんどもたない二次下請けクラス以下の小零細企業とのあいだには差違がある。

一次下請けクラスの中小企業上層は、やはり独占資本による収奪をうけているという点では、中小企業に共通の問題をかかえているが、同時にその収奪された分を、二次下請けクラス以下など他に転嫁する条件もそなえている。一方、企業の経営方針や、経営者層についてみると、下請け・系列関係の頂点にたつ大企業と株式所有、資金融資、役員派遣などの関係ともからんで、ゆ着している場合が少なくない。それだけに、親企業にたいする自主性を失い、かえって経営難や倒産をまねくケースもでていた。したがって、そのようなところでは、放漫経営を許さないように、労働組合が監視を強めることも、とくに必要である。さらに、もっと積極的にいえば、このクラスの企業こそ、今日の下請け・系列関係の

もとでは、連続した全体の過程のボトル・ネックに転化する可能性が、もっとも大きい。また、下請け・系列企業のなかでは、相対的に職場の規模も大きい。つまり、中小企業労働組合の「区分されたイニシアチブ」にもとづく闘争、経済民主主義の課題への接近において、客観的には管制高地を占めていゝる、といわなければならない。

これにたいし、二次下請けクラス以下の小零細企業は、独占資本によるもつとも激しい収奪の対象となつていゝるだけに、そこでは、経営者が、下請け・系列関係の頂点にたつ大企業の経営方針へ追従するか、あるいは独占資本の支配に対抗する独自の経営方針にもとづいて、経営を守り発展させる立場にたつか、いずれの道を選択するかを問われており、労働組合にとつても、この点で共同行動を組むことができるかどうか、決定的な課題とならざるをえない。それは、労働者の生活と権利を守るうえで、中小企業の民主的発展への現実的条件をきざきあげていくうえでも、運動の基本動向を左右する要因だからである。

二 中小企業労働者と大企業労働者の統一性

中小企業労働組合運動の問題をとりあげていくうえで、もうひとつの重要な視角は、中小企業労働者と大企業労働者の統一性を明確に把握することである。

実践的にも、理論的にも、中小企業労働者の問題を、大企業（本工）労働者の立場と切り離し、いわばべつの次元のものとしてとらえてしまふ誤りがちだといわなければならぬ。理論的には、「二重構造」論が、これの典型を示してきた。最近、総評の下請け・社外・臨時・日雇・季節労働者対策連絡会議が主催した第二回全国交流集会（一九七八年三月）のアピールにさえ、「長期にわたる二重構造支配」への対決という表現が使われるほど、影響力を残している。

高度に発達した日本資本主義と、そのなかに残存する非近代的性格の「二重構造」という場合、もし中小企業の「非近代的性格」を実態的にみるならば、なによりもまず、差別的な賃金・労働条件と、不利な生産条件のことにほかならない。そして、これらは基本的に、中小企業を直接・間接に支配し従属させている独占資本の、世界に類をみない急激な蓄積要求によって生みだされてきた、まさに現代的なものなのである。このような、独占資本による中小企業の支配、従属化がなければ、かつての「高度経済成長」も、経済危機のもとでの高収益追求も、ありえないであろう。かかる意味では、けっしてわが国に「二重構造」が存在するのではなく、独占資本による中小企業の支配、従属化のありかたが、日本独占資本主義の構造そのものである。

「二重構造」論のなかには、わが国の資本主義的発展が、「二重構造」への要因をたえず強化しなければならぬことを、今後ほとんど避けえないとする宿命論的戯画化さえある。しかし、一般的には、わが国の独占資本が、中小企業をどのように支配し従属させているか、そのため、どのようにして労働者のあいだに差別をもちこみ、競争させる特殊な条件をつくりだしているか、といったような問題から目

をそらしているところに、論理の特徴がある。じつは、従来からの搾取領域だけではあきたらぬ独占資本が、いかにして新たに搾取領域を拡大し、確保していくかということこそ、「二重構造」と呼ばれてきた現象の根底にある、問題の本質にほかならない。それは、「二重構造」どころか、むしろ大企業労働者と中小企業労働者の統一性を裏づける客観的根拠なのである。

そのうえ、大企業（本工）労働者の状態を「安定」的なものとし、中小企業労働者を「ミゼラブルな存在」として、単純に、両者を対立的にとらえる立場には、たしかに歴史的な根拠もあるのだが、その事実上の論拠は、とくに経済危機の深刻化のなかで、急速に失われつつある。両者の区別は、現実には相対的なものであり、そのあいだに幅広い中間領域が形成されているというのが、もっとも実態に近い表現であろう。

今日、大企業の職場では、操短と割増賃金支払いの節約（事実上の賃金引き下げ）をねらいとしたきびしい残業規制がおこなわれたり、また、場合によっては労働者の三〇%にもおよぶ人べらし「合理化」が計画され、下請け・系列企業への出向などをふくむあらゆる手段が動員されたり、さらに、たとえば「参加、生産性、進歩」の英語の頭文字をとった「P3」運動が展開されたり、総じて職場の自由と民主主義の圧殺をはかるなど、労働者をより極限的、効率的に搾取するための、あらゆる方法が駆使されている。このようにしてつくりだされている大企業（本工）労働者のなかでの深刻な状況と、中小企業における差別的な賃金・労働条件、雇用不安などは、まさに相互補完的なものである。

長期的にみれば、一九五〇年代の後半以降、大企業と中小企業、とくに若年労働者のあいだで、賃金

平準化の傾向が生じた。そして、この賃金平準化の傾向が重要な一因となって、大企業の内部に、本工とは差別的な雇用形態におかれた労働者、社外・臨時・日雇・季節労働者が増加した。こうした部類の労働者は、下請け・系列企業の労働者と双生児であり、「高度経済成長」期にも、共通して雇用不安のなかにあったが、現在の経済危機のもとで、かれらはともに二重の雇用不安にさらされており、おかれている条件のきびしい共通性が、浮き彫りされてきたのである。

もちろん、賃金平準化の傾向が、とくに「高度経済成長」期に生じたとはいえ、中小企業労働者にたいする差別的な賃金・労働条件が解消されたわけではないし、労働組合への組織化がおかれている（製造業の従業員一〇〇人未満事業所における組織率一一・八％）という基本的特徴もそのままである。しかし、最近は、ただひたすら極端な低賃金だけにその存立条件を求めてきた中小企業は、低賃金労働力の「不足」によって、逆に存立条件を失っていく傾向がみられる。すでに述べたとおり、下請け・系列関係においても、独占資本は、浮動的下請け制にあきたらない立場をとっており、いぜんとしてつづく中小企業労働者にたいする差別的な賃金・労働条件を、それぞれの産業部門ごとに集積された中小企業における生産力の上昇傾向と結合させることを指向するようになってきた。こうして独占資本は、中小企業労働者を、新しい態様で、より有機的に固く結びつけ、積極的に活用しようとしているのである。この大企業と中小企業の関係にみられる結びつきかたの変化も、大企業労働者と中小企業労働者の統一性を、いっそう強めていく背景となっている。

ところで、大企業労働者と中小企業労働者の統一性については、その客観的条件を把握するだけでな

く、同時に、統一性を強めていくための主体的な取組みについて展望をもつことが必要である。今日、中小企業労働組合運動には、こうした点でも、いろいろな可能性が生まれてきていることに着目しなければならぬ。その一例が、最低賃金制をめぐる闘争の発展である。

中小企業労働者にとって切実な要求となっている全国・全産業一律の最低賃金制は、ほんらい、すべての労働者の賃金引き上げに影響をあたえるということで、大企業（本工）労働者にも共通の要求なのである。そして、このような意義をもつ最低賃金制闘争の成果は、中小企業労働者と大企業労働者の統一性を強めていくうえで、客観的条件のひろがりをも促進する。

しかし、最低賃金制は、標準労働日の制度などよりも、資本家によって譲歩、実現されにくい性質もっている。なぜなら、労働力の消費にあてられる労働時間よりも、労働力そのものの対価である賃金の方が、資本家階級の利害と、いっそう直接にかかわるからである。また、とりわけ日本のように賃金水準が低く、企業規模をはじめとした、さまざまな条件のちがいによって格差の大きい賃金構造をもつ国では、これを再編成していくための政策転換をせまらうとするなら、よほど強力な統一闘争が組織されなければならない。

最低賃金制にたいする要求の切実な中小企業労働組合を推進力とする統一闘争が前進し、全国・全産業一律の最低賃金制が獲得され、最低賃金額が引き上げられていくならば、その最低賃金未満の低賃金に依存しないような産業構造に、国民経済全体を再編成せざるをえなくなるだろう。その意味では、経済危機の克服、中小企業の民主的発展も、こうした最低賃金制の実現を前提としなければならない。

中小企業の経営者が、いくら低賃金で労働者を働かせても、それだけで経営がよくなるわけではなく、せいぜい、なんとか現状を維持できればよい方で、じっさいには、いつも経営難と倒産の危険にさらされている。その主要な原因が、今日では国家独占資本主義の支配、中小企業政策にあることは明らかである。しかし、同時に国家独占資本主義のもとでは、生産の社会化だけでなく、流通と消費の社会化もすすんでおり、労働者のみならず、農民、都市自営業者、中小企業の経営者などを横断的に貫いて、国民諸階層の生活の最低限を設定することができる。したがって、中小企業の労働者を含むすべての労働者に、この最低限以上の賃金（全国・全産業一律の法定最低賃金以上の賃金）を支払い、小零細企業の経営者も、都市自営業者、農民などとともに、この最低限以上の、営業を保障するにたる所得を確保できるように、国の政策を転換させるべきである。そうすることによって、民主主義的な政策をさらに発展させる共同行動の主体的条件が、いつそう強固になるだろう。

わが国における全国・全産業一律の最低賃金制についていえば、国民生活の現状に照して緊急に必要であると同時に、それに接近するステップとして、現実に役に立つ制度をつくりうる可能性がでてきたことを、指摘しなければならない。現行の地域包括最低賃金は、日額最低が二〇八六円（大分・宮崎・鹿児島県）、最高が二四八一円（大阪府）だが、「全国的に整合性のある決定が行なわれるよう」にするため、昭和五三年度から、中央最低賃金審議会が、四七都道府県を三ないし四ランクに分け、最低賃金の改定目安を提示することになった。

この新しい方針は、地域ランク分けをどうするかという問題をはじめ、いろいろと未確定の部分を残

している。しかし、とくに中小企業労働組合が推進力となり、全国的な統一闘争を展開したことによって、地域包括最低賃金が、地域間の格差を縮小するとともに、南九州や東北地方では、ブロック的にはほぼ同一金額にそろってきたという、運動の成果の追認ともいえるものがある。

もちろん、中央最低賃金審議会による改定目安の提示は、国の抑圧分断策に悪用される恐れもある。しかし、昭和五二年度の地域包括最低賃金が、前年度にくらべると、九・八%の引上げとなっており、同年の春闘における賃金引き上げ率八・八%（日本経営者団体連盟発表）を上まわったことなどもあり、とにかく低いレベルではあるけれども、全国・全産業一律の最低賃金制の形成されていく方向がみえてきたといえよう。全国を数ランクにまとめるなら、さらにもう一步すすめて、その統一化が可能ならばである。フランスでも、一九五〇年の労働協約法によって、全産業的に適用される最低賃金制が実現した当初は、全国を一一地域に分け、最大二〇%の地域間格差があった。これにたいし、労働組合運動は、順次に地域間格差を縮小させ、最終的には一九六八年五月のゼネストで、現行の全国一律最低賃金制を獲得したのである。

わが国でも、中小企業労働組合の地域共闘を主軸とする最低賃金制闘争の成果を生かし（前述のように中小企業労働者の組織率は低い）、最近、大企業の労働組合員が減少しているなかで、中小企業の場合には逆に増加してきた）、それを大企業や公務員・公共企業体労働組合との協力により統一的・横断的に発展させ、全国・全産業一律の最低賃金制をめざして継続的に努力を傾けるべきである。そして、現行法の周知と批判、違反摘発をはじめ、都道府県段階で「生計費」の社会的合意をつくりあげていくこ

とを重視しつつ、現行法にもとづく最低賃金の引き上げ、業種別・産業別最低賃金の労働協約化、労働基準監督署による監督の強化（現状は「是正勧告乙」で強制力がない）など、多角的に運動を展開していく必要がある。大企業や公務員・公共企業体労働組合でも、たとえば国鉄労組が、一九七八年春闘において、国鉄関連産業労働者の最低賃金要求をとりあげていることなどは、注目に値する。

最低賃金法の違反率は、昭和五〇年度の労働省統計で一九％にのぼり、また、新潟県評の調査によると、地域包括最低賃金の額を知っている未組織労働者はわずか二〇％強、しかし、労働者からの最低賃金法違反の事実についての労働基準監督署への申告は、全国的にみると、昭和五二年度までの三年間に、二・六倍も増加している。

業種別・産業別最低賃金の法的拘束力をもった引き上げは、現在、最低賃金法第一六条の方式でおこなわれているが、これを同法第一一条の労働協約拡張適用をめざした運動に発展させることも、中小企業労働者の組織化のために、重要である。第一一条の方式では、一定の地域における「同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分」（一九五八年、最低賃金法が制定されると同時に削除された労働組合法第一八条では、「同種の労働者の大部分」とだけなっていた）に適用される労働協約がある場合、その地域の同種の使用者は、上記協約で定められた最低賃金を下まわる賃金を支払ってはならない、とされている。ここでいう一定の地域とは、かならずしも都道府県単位でなく、区、市、町、村でもよいのであって、これらの地域から申請すれば、都道府県単位の業種別・産業別最低賃金にも影響をあたえうる。

以上のような最低賃金制闘争のなかで、現行最低賃金制と、生活保護基準、失業対策事業賃金、雇用保険給付、年金などが連動して、わが国の構造的な低賃金および社会保障の低給付を維持しているカラクリが、大衆的に暴露されていくであろう。中小企業労働組合運動は、一九七五年、野党四党が共同提案した「最低賃金法案」のように、生計費にもとづく全国・全産業一律の最低賃金制によってこそ、中小企業の下請け単価の引き上げも、課税最低限の引上げも実現できることを、ひろく知らせていかなければならない。一方、大企業のための特権的減免税制度の廃止、真の累進課税制によって、税収入の増大をはかることは、十分に可能である。しかも、この税収入の増大によって、通貨の増発を防止し、独占価格のつり上げを可能としている現行独占禁止法の抜本的改正とあいまって、労働者の生活と、中小企業の経営を守っていくことができるだろう。

こうして労働組合運動は、国民諸階層に支持される労働者階級の統一的・組織的な力に依拠しつつ、経済危機を深めるような資本蓄積方法を民主的に規制していく主体的条件を構築していく必要がある。

三 中小企業労働組合運動の新しい条件

すでに明らかなおおりの、下請け・系列関係の頂点にたつ大企業は、中小企業に部品あるいは半製品を生産、加工させるとき、不当に低い下請け単価や、過酷な支払い条件、さらに極限的な「合理化」を押

しつけてきた。しかも現在では、そのかんじんな発注さえ不安定で、下請け・系列企業は、一方的な削減や打ち切りに脅かされている。

だが、深刻な経済危機のしわよせは、下請け・系列関係のもとにおかれている企業だけでなく、中小企業全般におよんでいることを見落としてはならない。

一般的にいつて、独占資本は原材料を独占し、その原材料・製品を中小企業に独占価格で売りつけている。他方、中小企業を過当競争に追いこみ、生産あるいは仕入れた商品を、不当に低い価格で販売せざるをえないようにさせる。しかも、大銀行は中小企業への融資を規制し、中小企業が「歩積み両建て」でしか融資を受けられないようにしており、低利・長期の政府融資や国の輸出保険制度なども、じっさいに利用できるのは大企業ばかりである。

したがって、このような状況におかれてきた中小企業は、経済危機のなかで、その立場がますます弱くなり、大企業の競争条件は、逆に有利になっている。

たとえば、独占資本がかつてない規模で利潤を獲得したといわれる昭和四八年度を基準にし、翌年からの「構造的不況」をくぐりぬけて、五一年度に経常利益の回復率がどの程度を示したか、法人企業統計によれば、つぎのとおりである。すなわち、資本金一〇億円以上の独占的大企業の経常利益の回復率は九一・三％にたいして、資本金一〇〇〇万円未満の中小企業のそれは五六・二％となっている。独占的大企業の利潤は、「構造的不況」のもとにおいても維持され、若干のおちこみも、急速に回復したのである。

また、たしかに昭和五二年度九月期決算は、全体として、売上げ率も、経常利益も、前期にくらべて減少している。しかし、一期だけにマイナスがでたところで、大企業の高収益に変化はなく、その減益率は、大企業の平均指標にかんするかぎり、それほど大きいものでもない。通産省『わが国企業の経営分析』によると、大企業（調査対象三七二社）の五一年度売上げ高は、一二兆三七六二億円、経常利益は二兆六〇四九億円にのぼっている。五二年度九月期決算で経常利益がおちこんでいる独占的大企業でも、たとえば鉄鋼大手五社は、九八八八億円もの内部留保をかかえこんでいる。

企業の内部留保の実態をみると、利益隠しとして問題になった特定引当金でさえ、製造業全体で、昭和四六年度の九五六〇億円から、五一年度の一兆〇七〇億円へと純増になっていくし、諸任意積立金も、同じ期間に二兆二七五七億円から、三兆七五一五億円に増大している。しかも、大企業では、社会的批判が強まってきた特定引当金への積み増しをへらし、そのかわりに退職給与引当金などを過大に積み増しする傾向がひろがっているが、こうすると労働者の批判をそらし、経営統計のうえで内部留保の計算から除外できるというわけである。

巨額の利益と内部留保が大企業に蓄積されたのは、労働者からの搾取と、中小企業からの収奪によるものにほかならない。その結果、過剰資本が生みだされ、狭い消費の基盤との矛盾が顕在化したのが、現在の経済危機の決定的な要因のひとつなのである。

そのうえ、すでに膨大な内部留保をかかえこんでいる鉄鋼大手五社のような場合でも、ひきつづき高収益を確保するため、国家独占資本主義の機能をつうじ、たとえば雇用保険財政を使い、「雇用調整」

をおこなっていることに注意しなければならない。

雇用保険法にもとづく雇用安定事業は、一九七七年の法改正で新たに設けられたものであるが、この事業による企業への助成は、さっそく鉄鋼の独占的大企業が訓練調整給付金（事業活動の調整期間中に労働者に職業訓練をおこない、通常の賃金を支払った事業主に、その賃金の二分の一、中小企業については三分の二を助成する）を利用し、数万人にのぼる労働者の「訓練つき一時帰休」を計画、実施していることなどにみられるように、大企業本位に運用されている。労働組合運動としては、少なくとも、雇用保険法にもとづく四事業（雇用安定事業をはじめ、雇用改善事業、能力開発事業、雇用福祉事業）の大企業本位の運用を規制し、中小企業が利用しやすくするなど、民主的な運営をはかるよう、要求、監視していかなくてはならない。

大企業にとって、現在は、下請け・系列関係の再整備を含め、絶好の「合理化」期であり、きたるべき好況のさいの莫大な利潤獲得の準備期でもある。独占資本は、「企業防衛」論や、「賃金支払い能力」論を前面に押しだしてきているが、そのもとの過酷な「合理化」は、不況の犠牲を労働者と下請け・系列企業に転嫁するだけでなく、新たな搾取・収奪強化のもくろみとして、きわめて重大である。

こうした情勢のなかで、労働者と労働組合が、独占資本による「合理化」の押しつけに反対し、独占資本の不当な内部留保や利益をとりくずして、労働者の賃金引き上げと雇用拡大、中小企業の経営難克服、勤労国民の福祉拡充と購買力増大などのためにまわさせる世論を高め、運動を前進させることが、経済危機打開のためにも、いよいよ重要になっている。そして、ここでとくに強調しておかなければな

らないのは、大企業の反社会的な行為を監視するために、「下からの経営参加の運動の発展が不可欠の条件となっている」(共産党『日本経済への提言』)ことである。

ところで、筆者は八年前の拙稿のなかで、「国家独占資本主義は、独占利潤の供給源としての中小企業に、資本の拡大再生産のための可能性をもつくりだしつつ、全体として、その蓄積を規制してきた」『労働組合運動の理論』第五卷一八九ページ)と述べ、「中小企業の『近代化』は、その階層分解のいっそうの『促進』という結果をひきおこした」(同上、一九二ページ)と書いている。大企業が巨額の利益と内部留保を蓄積し、いまなお高収益追求の態勢をくずしていない対極に、中小企業の新たな階層分解がひきおこされたのである。

一九六〇年代を中心とする「高度経済成長」期の階層分解は、小企業が中企業へ、中企業が亜・大企業へ、いわゆる「中堅企業」へと、上向移動する傾向を特徴的に示した。そして、「中堅企業」のなかには、資本規模の拡大や、主力製品の市場占有率などから、すでに大企業と呼ぶのが適切となったものもある。しかしその反面、「中堅企業」には、一次下請けクラスの中小企業上層と同じように、個人または同族会社的な体質を脱却しきれず、経営の不安定性を露呈するものが少なくない。さらに、「中堅企業」の特徴のひとつにかぞえられている経営上の独立性も、じっさいには独占資本によって常におびやかされており、「中堅企業」といえども、中小企業が直面する特有の困難から、全面的に脱却しているとはいえない。

一方、自家労働を基礎とした、生業的な都市自営業は、階級区分のうえで、中小企業と混同すること

はできない。それは、運動上でいえば、各地の業者団体、代表的には民主商工会——全国商工団体連合会に組織されている階層である。しかし、この階層は、中小企業下層と密接な関連をもっていることも無視できない。

「高度経済成長」の矛盾が露呈しはじめ、とくに一九七〇年代に入ってから、独占資本による収奪がますますきびしくなり、中小企業へのしわよせが集中的におこなわれてきたため、中企業から小企業への下向移動がひろがった。そして、労働組合運動のうえでも、下請け・系列関係によって大企業と直接に対比される中企業だけでなく、小零細企業の独自性をもった問題が、生業的な都市自営業の存在も視野にいれながら、関心をもたれはじめたのである。

ちょうどそのような時期に、一九六〇年代後半の統計的分析にもとづいて、隅谷三喜男氏が、「零細経営の経済理論」と題する論文を発表している（東京大学経済学会『経済学論集』第三六巻第二、三、四号連載）。このなかには、今日からみて、示唆的な指摘も少なくないので、若干の論点を摘記しておきたい。もちろん、これは筆者の問題関心からの摘記であって、隅谷氏の労作の系統的な紹介ではない。

(1) 一般に零細企業の規模は、有給労働者四人以下というように、きわめて零細なものに限定されているが、中小企業の上限が上昇していくのに対応して、零細企業の存在形態も検討されなおさなければならぬ。

(2) 従業者二〇〜二九人層に小規模企業の分解が集中的に現われており、これにたいして一九人以下層（「零細経営」と呼ぶ）は、大幅に増加した。

(3) しかし、「零細経営」の特質を、労働者の「低賃金」によって説明しようとする見解は、生業的規模を除けば、妥当性をもたない。

(4) 「零細経営」は、主として日用消費財生産などの分野を基盤としており、中小・零細企業が中心をなすという意味で、そのような業種を、「中小産業」と呼ぶことができる。

(5) 「零細経営」の増加と交替は、「中小産業」のなかでおこなわれているのであり、「中小産業」と現代の資本主義経済を主導する寡占大産業とのあいだの隔絶をのりこえることはできない。

ここに摘記したとおり、隅谷氏は、中小企業の上限が上昇していくのに対応して、零細企業の存在形態も検討されなければならない、としている。中小企業を、本質的に中小資本としてとらえることは、中小企業労働組合運動が、安易に経営者と妥協する無原則的な立場に陥らないために重要であるが、さらに立ち入れれば、資本として未成熟な零細企業を、その特殊性において、どう位置づけるかが問題となる。この場合、たしかに、今日の具体的な条件のもとで、零細企業の存在形態、存立条件を検出すべきである（伊藤公一「大都市における小零細経営・家内労働に関する予備的考察」、『千葉商大論叢』第一四巻第三号、第一五巻第一号連載）。

隅谷氏は、賃金格差などの点で生業的規模のものを区別しつつも、これらをふくめて、「零細経営」なる範疇を考察した。私見によれば、前述の運動上の観点とも関連し、階級区分としては都市自営業との差違を明確にしなければならぬと思われる。しかし、隅谷氏が、当時の統計で「一九人以下層」を抽出し、一括「零細経営」として特徴づけをあたえた内容は、それ自体、重要である。とくに、隅谷氏

は、「零細経営」が「中小産業」(中小・零細産業)と「小・零細産業」を基盤として成立していること、「零細経営」の増加と交替も、そのなかでおこなわれていることを強調した。そして、隅谷氏は、「中小企業政策も中小・零細産業政策として組みなおされる必要が明らか」になったと、この論文をむすんでいる。中小企業全般にいえることだが、とりわけ小零細企業について、産業政策の検討は、労働組合運動にとっても、当面の最重要な課題となっており、「中小産業」を規定した隅谷氏の論文は、その点で、ひとつの新しい視角を提供したものであろう。

なお、隅谷氏は、「零細経営」にとって、「中小産業」と「現代の資本主義経済を主導する寡占大産業」とのあいだの「隔絶」をのりこえることはできない、としている。しかし、すでに一九六〇年代のなかば以降、むしろ「寡占大産業」の方から、この「隔絶」をのりこえて、「中小産業」への大規模な進出がはかられはじめていた。その背景には、従来、手工業的にしか生産されていなかった商品が、新しい技術の採用により、機械制工業で大量生産されるようになってきたこと、また、大量生産にむく代替商品が開発され、在来商品が駆逐されはじめたこと、そして、生活様式が変化し、大量生産される日用消費財を吸収する市場が形成されてきたこと、などがある。

さらに、右の傾向は、一九七〇年代を迎え、とくに経済危機の深まりと結びつき、いっそう顕著になってきた。日用消費財生産にたずさわる大企業でも、主力製品の市場が狭くなってきたため、品種転換、経営多角化をはからざるをえないものが増加し、あるいは、大量生産をしてきた原料メーカーが、自社製品の需要を確保しつづけるため、二次製品である日用消費財の生産をおこなうようになってきた。

最近では、まったく異業種からの進出も目だっている。たとえば、鉄鋼の独占的大企業でも、新日鉄が、製鉄所の余熱と高炉スラグを利用して、蔬菜を栽培、出荷したり、川鉄グループの川鉄物産がうなぎ店を開いて、大規模なチェーン化をめざしたりしている。前者は、不況で転用先の減少したスラグの活用を目的とし、後者は「余剰人員を消化できれば……」につながっているといわれる（『朝日新聞』一九七八年三月一三日付）が、失業者を街頭に放りだして社会不安を増幅させる危険は避けたいという、独占資本の方針の一端が現われているとみてよいだろう。なお、大企業の進出が、製造業部門にとどまらず、商業部門にまでひろがっていることは、主として都市自営業とのあいだでの問題とはいえ、労働組合運動の協調主義的潮流が、大規模小売店舗の規制強化に反対している事実もあり、軽視できない。

さて、大企業が、その圧倒的な資本力、高い水準の設備と技術、全国的な販売網と、宣伝力を動員して「中小産業」に進出してくれば、中小企業、とりわけ小零細企業の経営が、直接的にせよ間接的にせよ、圧迫されることは不可避である。そこで、政府も中小企業対策の柱のひとつとして、「中小企業的事業機会の適正な確保」をあげてはいる。この施策の内容としてうたわれているものには、すでに言及した「下請代金支払遅延等防止法」など、大企業の不当な圧迫・拘束から中小企業を守ることをたてまえたとしたもののほかに、大企業と中小企業的事業分野の調整（「中小企業的事業機会を確保するための大企業的事業活動の調整に関する法律」、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」など）、過当競争の防止（「中小企業団体の組織に関する法律」など）、事業機会の確保（「官公需に関する中小企業者の受注の確保に関する法律」、「下請中小企業振興法」など）がある。

しかし、「中小企業の事業機会の適正な確保」は、独占資本の利害と直接に鋭くかわる政策領域であるから、これまでの力関係では、制定されている法律が一見多数にのぼっても、あまり実効があがっていない。「下請代金支払遅延等防止法」の不十分さについては前にふれたが、「中小企業の事業機会を確保するための大企業の事業活動の調整に関する法律」も、中小企業の事業分野の「確保」を目的にしているわけではなく「調整」ということで、大企業にたいして有効な規制措置も、嚴重な処罰もできない。中小企業庁「分野問題に関する中小企業意識調査」（一九七六年）によると、大企業の進出によって中小企業のこうむる影響は「支障のみ」と答えている経営者が五四・五％にのぼっているのに、このありさまなのである。一連の法律の改正を要求していくとともに、たとえば「下請中小企業振興法」にもとづく振興基準を大企業に遵守させることなどを、労働組合としても重視すべきであろう。

さらに、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」は、国、公社・公団、地方自治体などが、「中小企業者の受注機会増大のために積極的な努力」しなければならぬとしており、同法にもとづいて「中小企業官公需特定品目」もきめられ、一九七六年からは、中小企業団体の運動もあつて、かなり増加してきたが、「昭和五二年度中小企業者に関する国等の契約の方針」によれば、その契約目標は官公需全体の三五・二％にとどまっている。中小企業は、わが国の製造品出荷額の半分以上を占めているのだから、官公需の少なくとも五〇％を、中小企業にふりむけても当然だといわなければならぬし、これが生活密着型の公共投資を重点的におこなう政策と結びつけば、中小企業にとつても意義は大きい。現在でも、「生活基盤投資」の約八〇％は、資本金一億円未満の企業が受注しているの

である（『公共工事着工統計年度報』）。地方自治体でも、革新の京都府や大阪府などで、中小企業むけ発注・契約の比率が、全体の五〇%をこえてきたのにたいし、旧態依然として二〇%台にとどまっているところさえある。

四 中小企業の民主的発展と労働組合運動

現在、経済危機の深まりにともない、中小企業の経営難や倒産の続出が、労働者におよぼしている不安は、かぎりなく大きいものがある。しかし、中小企業の労働者を取りまくこのような状況は、すでに明らかにしてきたような諸手段で、中小企業からの収奪をひきつづき強化し、新たな高収益を確保するための条件をつくりだそうとしている独占資本の蓄積要求と、独占資本本位の危機打開策とがもたらした結果にほかならない。したがって、今日、中小企業における経営難や倒産の責任が、單純に中小企業の経営者にあると強調するだけでは、またその裏返しとして、独占資本と政府の責任であることを主張するだけでは、労働者と労働組合にとって必要な、事態解決の展望はひらけてこない。

現局面では、独占資本によってつくりだされている客観的状況が、中小企業の個々の経営者の努力のみではけっして解決しえないところにこそ、むしろ問題のきびしさがある、と考えるべきだろう。中小企業の個々の経営者との協調に過大な期待をかけたたり、逆にもつばら個々の経営者への激しい「闘争」

を唱える立場は、この真のきびしさが正しく理解できていないのである。

一方、たとえば、労働大学調査研究所編集『月刊労働組合』（一九七八年一月号）に掲載された、労働大学講師による評論「高まる雇用不安と春闘」は、つぎのように結論している。

「資本主義はその発展の中で必然的に産業予備軍（失業者）を生み出します。従って雇用保障闘争においては、それを資本主義そのものとのたたかいに高めるといふ観点をふまえることが大切になります。労働者階級の解放をめざすたたかいとときはなされた雇用保障闘争では、労働者の生活そのものすら守りえません。」

このような資本主義の必然性の概念的なとらえかただけでは、中小企業労働者が現実にかかえている雇用不安にこたえることなど、とうてい不可能であろう。「資本主義そのものとのたたかい」を勇ましく説いているにしては、現代の労働組合運動にとって重要な、反独占の課題の民主主義的性質の位置づけが、まったくあたえられていない。

では、中小企業の経営難や倒産の続出という情勢のなかで、労働者と労働組合は、どのように事態解決の展望をもてるのであろうか。それには、中小企業の労働者と経営者の統一の基盤を、べつの表現をすれば、労働者と労働組合は、なぜ中小企業の民主的発展をはからなければならないのかという根拠を、明らかにする必要がある*。

* 先行の参考になる研究として、政治経済研究所『転換期の中小企業問題』（新評論、一九七五年刊）、渡辺睦ほか『中小企業と労働組合』（労働旬報社、一九七七年刊）などがある。

まず第一に、独占資本が中小企業から収奪することによって、その犠牲が中小企業労働者に転嫁され、中小企業労働組合は、企業の内部だけで自分たちの状態を改善しうる余地がますます狭くなっているため、直接の雇主との関係だけでなく、独占資本との関係をも視野に入れた闘争を組まざるをえないということである。

第二に、中小企業問題の矛盾が集中している小零細企業は（都市自営業下層とともに）、相対的過剰人口のプールを構成するものとして、経営者の困難な状態と労働者の貧困が直接に結びついており、また、労働者の劣悪な状態は、親企業が小零細企業にたいして不利な取引条件を押しつけるテコとなっているということである。しかも、社会的分業、労働の社会化の発展とともに、労働者の日用消費財の圧倒的多数が商品として購入されており、したがって、労働者が賃金引き上げで、購買力を増大させることは、結果として「中小産業」の市場を大きくする、という関係（大企業の中小企業分野への進出をどう規制するかという問題をべつにすれば）になっているのである。中小企業庁「規模別産業連関表」などによっても、国民の「個人消費」の増大は、中小企業にとって需要を直接ふやす意義が大きい。労働組合運動が中小企業の経営を守るのは、そこが労働者階級のなかで多数を占める中小企業労働者とその家族の生活の場だからというだけでなく、同時に、中小企業は、地域における労働者・住民の生活の結節点となっているからでもある（星島一夫「中小企業の労資関係と地域社会」、『愛媛法学会雑誌』第四卷第二号）。

第三に、経済危機が深まるなかで、中小企業労働組合にとって、経済闘争と政治の革新をめざす闘争

を結合させ、新たな一步をふみだす現実的可能性が増大しているといえるし、同時に、同じ条件のもとで、中小企業経営者のなかにも、中小企業をとりまく経済的、政治的環境を改善し、中小企業の経営を守り、民主的に発展させていこうとする運動が、しだいにひろがっていることである。たとえば、現在、輸出関連中小企業をおびやかしている異常な円高を抑えようとするならば、その国際的要因と同時に、直接の国内的原因であるところの、自動車、家電、鉄鋼を中心とした大企業の異常に強い国際競争力にメスを入れなければならない。そして、この異常に強い国際競争力が、中小企業にたいする取奪、圧迫を重要な要件としていることは、周知の事実であり、こうした大企業中心の経済構造を改めることは、中小企業の労働組合にとっても、経営者にとっても、まったく同じに必要なのである。また、石油、電力、ガスなどの大企業の大幅な円高差益の還元——たとえば中小企業むけの業務用小口電力料金の引き下げは、一般家庭用電灯料金、農事用電力料金引き下げの要求と合流して、国民的課題になろうとしている。このように労資双方のなかで生じてきている必要は、中小企業における労資関係を、それぞれ別の社会的存在である労働組合と中小企業経営者が、双方に共通の利益を追求するための協力関係としても認識せざるをえなくさせているのである。このような新しい協力関係は、労働組合の階級的・民主的強化、革新統一戦線の進展と、相互に規定しあうものであり、そのなかでいっそう成熟した関係になつていくにちがいない。

こうした基盤を自覚的にとらえた中小企業労働組合は、経営者からの主張、提案についても、十分に聴く態度をとるべきである。経営者は、中小企業の維持、発展をはかるために、具体的な主張、提案を

おこなう立場にある。したがって、中小企業経営者の主張、提案を、検討、摂取しないことは、労働組合として、階級的な正しい態度とはいえない。独占資本に支配、収奪されている中小企業経営者の真意をつかむことは、労資間の矛盾の解決にあたって、労働組合が主導的たりうるための前提なのである。

しかし、中小企業における労資関係を、このような新しい協力関係という面からも重視することは、けっして労働者と労働組合の中小企業経営者にたいする闘争を軽視することを意味しない。労働者と労働組合にとって、中小企業経営者を闘争の直接目標としなければならぬ場合も、もちろん少なくないのである。問題は、「総資本対総労働」というような観念的構図にとらわれたり、中小企業経営者を独占資本と機械的に同一視し、一面的に敵視することは正しくないということである。

また、中小企業経営者にたいする一面的敵視にもとづく企業内主義的闘争は、中小企業の企業内だけで労働者の経済要求を実現することを困難にする条件が増大してきているために、要求が十分にみだされぬ事例も増加せざるをえず、けっきよは労働者の団結を傷つけるだけでなく、労働組合にとって必要な事態解決のために、職場を基礎として闘争しつつ、国と地方自治体の政治革新を切りひらく展望をつかむことも、困難となるのである。

ところで、最近の政府の中小企業政策は、前節で述べた「中小企業の事業機会の適正な確保」とならんで、というよりもいっそう基本的な意義をもつものとして、「中小企業構造の高度化」がある。これは、「中小企業基本法」の前文にあるとおり、「産業構造を高度化し、産業の国際競争力を強化」すること、すなわち大企業本位の経済政策そのものといわなければならない。一九七〇年に策定された「新経

「済社会発展計画」も、「中小企業の革新」をはかり、独占資本にとって合目的に「中小企業を育成」することをうたったのである。さらに、その後の過程では、独占資本ほんらいの立場というべきか、露骨な「弱小淘汰」の原則が、前面にでてきた。

そして、このような政府の中小企業政策は、その施行が、ほとんど地方自治体をとおしてすすめられていることに注目すべきである。政府は、地方自治体の商行政を従属させ、また補助金制度などをとおして地方自治体財政をコントロールするだけでなく、地方自治体の財政負担、業務負担そのものを過重にしてきた。このことは同時に、中小企業の労働者と経営者の運動の高まり、それと結びついた統一戦線的な運動の発展によって、地方自治体の商行政をとおし、政府の政策とその施行を、逆に地域の中小企業本位の方向にむけさせる可能性も大きくしている（シンポジウム「京都市府政の中小企業政策」、『経済』一九七八年四月号）。

しかしながら、現在、中小企業経営者の圧倒的多数は、官製組織や独占資本の支配する団体によって、網の目のように組織されている。すなわち、「中小企業等協同組合法」、「中小企業団体の組織に関する法律」によって、全国中小企業団体中央会のもとに各種協同組合、企業組合、商工組合、協業組合が存在し、「商工会の組織等に関する法律」にもつき都市部に商工会議所が、町村部に商工会が設けられ、それぞれ全国組織として、日本商工会議所、全国商工会連合会が結成されている。このほか、業種ごとなどに多数の団体があり、その頂点に自民党議員、特権官僚出身者、独占資本の代表ないしそれと直結する業界上層部が配置され、支配を強めている。もっとも、「中小企業等協同組合法」などは、一定の

民主主義の原則がつらぬかれたものになっているし、前記の官製、半官製団体のあいだにも、今日、中小企業への独占資本の圧迫が強まるなかで、政府の政策に反対の態度をとるといふ、重要な変化が現われはじめている。

中小企業経営者も、独占資本とその政府の収奪と支配に反対して、仕事の保障、金融、財政、大企業の規制など、生活と経営を守る運動にたちあがらざるをえなくなってきた。この中小企業経営者の変化に正しい方針をもつてのぞみ、かれらの正当な要求を支持し、その実現をめざして協力することは、中小企業の労働者と労働組合の社会的責務である。労働組合は、中小企業経営者の運動を、労働者の生活と権利を守る闘争課題の一環として位置づけつつ、独占資本の支配に追隨しがちな中小企業経営者の姿勢を改めさせ、大企業本位の政治に反対する共同の事業を前進させることができる。

これまで、「企業防衛」論、「賃金支払い能力」論を克服しようとする中小企業の先進的な労働組合運動は、一般に産業別統一闘争の方針を対置してきた。すなわち、とくに中小企業では、競争している企業間で一企業だけが賃金引き上げに応ずると、しばしばその企業の製品の販売価格が高くなり、他の企業との競争に負けてしまう、したがって競争しているすべての企業でいっせいに賃金引き上げをもちとるようにすれば、競争関係に変化はなく、そのかぎりで中小企業の経営者も労働組合の要求を受け入れやすくなる、と主張されてきたのである。これが産業別統一賃金闘争の土台となる考え方であり、「春闘」もそのような構想と結びついて組織されてきた。

しかし、現在の深刻な経済危機のもとで、右に述べた意味での産業別統一闘争だけでは、賃金闘争や

「合理化」反対闘争なども、ゆきづまってしまふ状況が生じてきている。たとえば、ある産業もしくは業種の受注額が、「構造的不況」のため全体として大幅に減少したようなばあい、中小企業労働組合運動にとって、従来の闘争方式には限界が生じるといわざるをえない。

中小企業労働者は、産業別統一闘争を真に強固なものとして構築するためにも、みずからのおかれた状態を客観的にとらえ、企業の経営方法、技術水準の改善を含めて、いかに生活と経営を防衛していくべきかの長期的な方途を見いださねばならないところに来ているのである。中小企業労働組合は、労働者の生活と権利を守る闘争を組織する場合、労働者の生活実態と要求から出発することはもちろんだが、それだけでなく、個別企業レベル、地域レベルあるいは産業別レベルを問わず、中小企業の経営問題にとりくみ、その実態を正確に分析することが必要である。また、そうした活動のなかで、独占資本の反労働者的、反国民的な横暴性と、過大、不当な蓄積を規制する必要性とを、ひろく明らかにしていくべきである。

最近、中小企業の倒産が、第二次大戦後最大の規模でひろがっている。かつて相田利雄氏は、会社更生法の適用下でも解雇を許さず、賃金引き上げを実現させた事例、破産法の適用下で工場占拠をとかず、労働債権を確保した事例などの研究をつうじて、労働組合による「経営危機」や倒産の原因についての正確な分析の意義を指摘したが、『ジュリスト』一九七四年六月一五号)、この点は、ひきつづき強調される必要がある。

今日の中小企業労働組合は、みずからを階級的・民主的に強化し、統一戦線的な運動の方向を堅持し

つつ、さらに日本経済のあり方を労働者と勤労国民の利益となる方向へ大きく変えていくよう、職場に根をおろした闘争を發展させなければならない。経済危機の深刻化は、独占資本が日本経済を管理する能力を失いつつあることを示しており、労働者が階級として経済の管理能力を発揮するための準備をはじめめることも、歴史的には避けられなくなっている。このような立場にたつた経済民主主義のための闘争のなかでこそ、中小企業の労働組合運動の展望もきりひらかれ、労働者、勤労国民の労働組合運動にたいする信頼は高まるであろう。

わが国でも、まだ端緒的な経験ではあるが、本書で解明されている中小企業の労働組合運動をはじめ、一九七七年についていえば、自動車運輸産業の「新しい労資関係をめざす労資共同セミナー」、国鉄労働組合の国鉄民主化、民主的規制についての方針、あるいは国民金融公庫労働組合の「中小企業者の金融要求にどう対応すべきか」を課題とした第八回業務研究会の討論などのなかに、経済民主主義をめざす闘争方向についての示唆が、具体的にみられるようになってきている。

(たぬまはじめ・法政大学教授)

現代の労働組合運動 第8集

1978年6月26日第1刷発行

定価はカバーに表示してあります

編者◎ 大月書店編集部
発行者 平 智 享
印刷所 ㈱太平印刷社
製本所 ㈱中條製本工場
発行所 株式会社 大月書店

東京都文京区本郷2-11-9

電話 営業 (813) 4651

編集 (814) 2931

振替 東京 3-16387

落丁・乱丁本はお取替いたします

中小企業の民主的発展と労働組合運動

田沼 肇

中小企業の存立条件の変化と労働者階級

大木一訓／永山利和

経営危機と労働組合運動の新たな発展

水津雄三

構造不況下の繊維産業における労働組合運動

佐藤洋輔

流通再編と商業労働者のたたかい

大沢栄一／宇津木英三

筑豊復興運動の発展とその意義

野村実智明